

ポーランドにおけるアフリカ豚コレラについての地域主義適用による
同国の一定地域からの生鮮豚肉の輸入に係るリスク評価概要
(案)

2016 年1月
動物衛生課

I. 経緯

2015 年 3 月 25 日に、本件について第 23 回家畜衛生部会に諮問し、4 月 30 日の第 22 回牛豚等疾病小委員会において技術的・専門的議論を行った結果、委員会において議論のあった事項について、更なる情報を収集し、引き続き評価することとされた。(第 22 回牛豚小委の概要:別紙1、これまでの経緯:別紙2)

そのため、ポーランド当局や EU 当局に対する質問票の送付や、ポーランド当局との技術的協議等を通じて、追加的な情報の収集を行ってきた。

今般、これまでに得られた情報を整理し、評価を行った。

II. これまでに得られた情報の主なポイント

1. ポーランド当局及び EU 当局による見解・説明のポイント(別紙3)

(1) ASF ウイルスの病性及び ASF サーベイランスの妥当性

EU リファレンスラボラトリーの専門家の論文及び EFSA(欧州食品安全機関、注:EU のリスク評価機関)によれば、実験感染の結果、東欧諸国で分離されている ASFV genotype II は、野生イノシシ及び家畜豚において、短期間で急性型の病性を示す高病原性のものである(死亡率 94.5-100%)、との結論が得られた。EU の ASF 発生国のいずれにおいても、この病性に変化は見られていない。

過去の野生イノシシでの摘発実績をみると、死亡イノシシを対象にしたパッシブ・サーベイランスでは 182 頭中 101 頭が陽性(55%)、一方、狩猟された野生イノシシを対象にしたアクティブ・サーベイランスでは 4,300 頭中 12 頭が陽性(0.3%)であったことから、現在の分離株が急性で死亡する高病原性であることを示していると考えられる。つまり、高病原性であることを前提とした現行のサーベイランスは有効であると考えられる。

また、ポーランドでは、リスクの存在する地域(制限区域;すなわち Part III-I)で高いレベルのアクティブ・サーベイランスを集中的に実施して摘発に努めるとともに、制限区域以外のポーランド全土で効率的なパッシブ・サーベイランスを実施している。このことから、ASF サーベイランスは妥当と考えている。

EU 及びポーランドは、今後も引き続き病原性の変化を早期に捉えるよう監視を継続すると共に、仮に病原性が低病原性へと変化した場合には、サーベイランス対策を見直す(制限区域以外の地域においてもアクティブ・サーベイランスを行う)こととしている。

(注:パッシブ・サーベイランスは、臨床症状が明確な疾病の摘発に有効。一方、アクティブ・サーベイランスは、臨床症状が明確でない疾病の摘発に有効。)

(2) バイオセキュリティ

農家におけるバイオセキュリティレベル向上のために、教育プログラムや獣医当局による定期的な立入検査等を行っている。

また、バイオセキュリティレベルの低い農場の排除を目的として、ポーランドの国内法を 2015 年 4 月に新たに策定し、当該法において、①高いバイオセキュリティ基準を規定、②補償措置により、制限区域内の養豚農家の自主廃業の促進、③養豚農家における基準の遵守状況を獣医当局が年 2 回立入検査により調査し、基準を遵守していない養豚農場に対する廃業命令等を行っている。これらにより、制限区域内のバイオセキュリティレベルの低い養豚農家数は激減(ハザード地域の農場は全て閉鎖)した。獣医当局による立入検査等の措置は今後も継続される。

(注:制限区域があるポドラシェ県は、小規模の自家消費養豚農家が特に多い地域である。)

(3) まん延防止対策

委員会決定 2014/709/EU において、制限区域からの家畜豚及び野生イノシシそれらの肉等の移動についての要件が規定されており、これによれば、ハザード地域の農場であっても当局により定期的にバイオセキュリティレベルの立入調査が行われている農場であれば、検査室検査を行うことなく移動が認められることとなっている。しかしながら、ポーランドにおいては、国内法により追加的に、制限区域外への家畜豚の移動に際して検査室検査を必ず行うこととされており、仮に臨床症状を呈していない ASF 感染豚であっても十分に摘発可能な体制にある。

(4)ダニの分布状況

ポーランド及び EFSA によれば、*Ornithodoros erraticus* のダニ(注:本病のベクターとなるといわれているダニ)に限らず、EU の四発生国(ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア)において、*Ornithodoros.spp* のダニが存在することを示す報告はない。

(5)EFSA Scientific Opinion on ASF を受けての措置

EFSA の動物衛生・福祉パネルが本年 6 月に発表した Scientific Opinion を受けて、欧州委員会 保健・食品安全総局(DG SANTE)は、2015 年 11 月に、EU 東部における ASF 防疫戦略を改訂した。これにより、制限区域及び制限区域周囲(野生イノシシの生息状況や今後の ASF 拡大の範囲を見越して設定される範囲で、制限区域の周囲 200km 以内)において、野生イノシシの生息密度減少を目指し、狩猟による野生イノシシの計画的な淘汰を推進することとされている。なお、戦略のうち、野生イノシシの淘汰以外の要素(予防策、サーベイランス、殺処分等)については、変更なく継続されることとなっている。

2. EFSA Scientific Opinion on ASF(別紙4)

ASF に対して、適切な管理・防疫措置を講じるために、ASF の病性の変化の可能性、野生イノシシによる感染拡大の可能性、ダニの関与等についてリスク評価が行われ、それぞれについて勧告が行われた。

これによれば、野生イノシシによる ASF の拡大を阻止するためには 80~90% の野生イノシシを殺処分する必要があるが、これには長期間を要する。そのため、ASF 拡大を見越した範囲で、野生イノシシの生息密度を低減させる等のまん延防止対策(雌イノシシの繁殖防止、狩猟頻度の増加、餌付け禁止、感染死体の効果的な除去等)を講じるべきである、とされている。

Ⅲ. ポーランドが現在講じている対策とその効果の主なポイント

1. 対策

- (1) 制限区域の設定(家畜豚、野生イノシシ、それらの肉等の移動制限)
- (2) ASF ウイルスの病性の監視
- (3) ASF サーベイランスによる早期摘発

| | 家畜豚 | 野生イノシシ |
|--------|---|--|
| 制限区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ・サーベイランス (検査対象: ASF 感染を否定できない死亡豚、 熱性疾病の症状を呈している豚、 ASF 感染を否定できない症状を呈している豚、等) ・アクティブ・サーベイランス (検査対象: 制限区域外に移動する家畜豚、 自家消費用にと畜される家畜豚等) | <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ・サーベイランス (検査対象: 死亡した野生イノシシ) ・アクティブ・サーベイランス (検査対象: 狩猟された野生イノシシ) |
| 制限区域以外 | <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ・サーベイランス (検査対象: 死亡豚数が上昇している群の豚、 熱性疾病の症状を呈している豚、 ASF 感染を否定できない症状を呈している豚等) | <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ・サーベイランス (検査対象: 死亡した野生イノシシ、 症状を呈している狩猟された野生イノシシ) |

(注:パッシブ・サーベイランスは、臨床症状が明確な疾病の摘発に有効。一方、アクティブ・サーベイランスは、臨床症状が明確でない疾病の摘発に有効。)

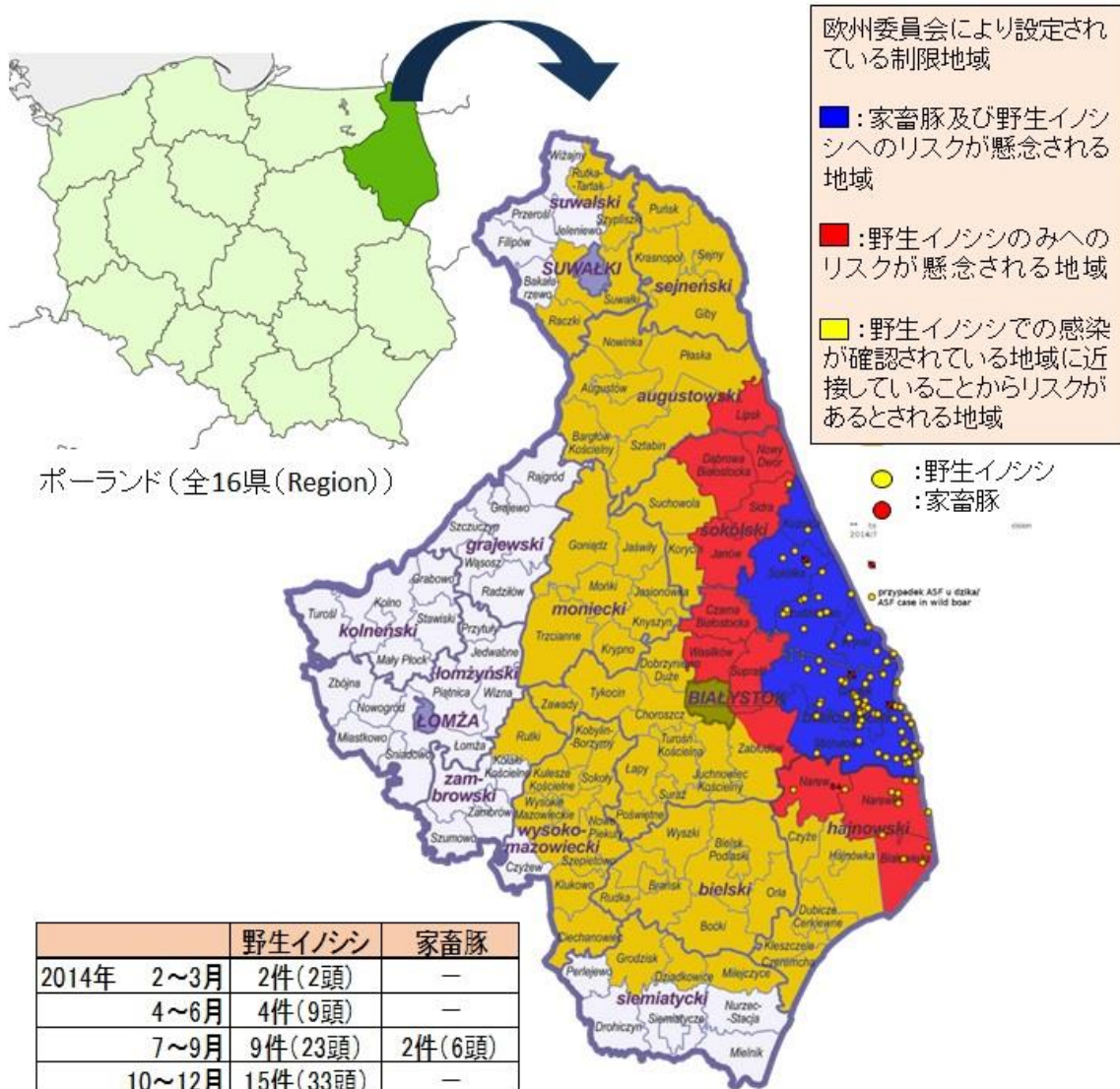
- (4) 制限区域における野生イノシシの計画的淘汰
- (5) 制限区域におけるバイオセキュリティレベルの低い養豚農家の廃業促進

2. 効果

バルト三国(エストニア、ラトビア、リトアニア)においては、継続して ASF の発生が認められており、2015 年 8 月には発生地域拡大により 3 回も制限区域の範囲が見直されている(別紙5)一方で、ポーランドにおいては、これまでの発生は制限区域内に限られており、かつ、ほとんど新たな発生が見られなくなっており、2014 年 9 月以降制限区域の範囲拡大はなく、2015 年 8 月以降汚染地域の拡大もない。さらに、2015 年 12 月 18 日付けの制限区域の範囲

の改正では、従来汚染地域であったポドラシェ県北部の3市町村において過去2年間発生がなかったことを踏まえ、汚染地域から緩衝地域に変更され、ポーランドの汚染地域の範囲が縮小された。

ポーランドにおけるアフリカ豚コレラ(ASF)の発生状況(2016年1月22日現在)



ポーランド(全16県(Region))

0 50 100 km

ポドラシェ県(Podlaskie region)

| | 野生イノシシ | 家畜豚 |
|------------|-----------|---------|
| 2014年 2~3月 | 2件(2頭) | — |
| 4~6月 | 4件(9頭) | — |
| 7~9月 | 9件(23頭) | 2件(6頭) |
| 10~12月 | 15件(33頭) | — |
| 2015年 1~3月 | 17頭(30頭) | 1件(5頭) |
| 4~6月 | 21件(29頭) | — |
| 7~9月 | 9件(18頭) | — |
| 10月 | 1件(1頭) | — |
| 11月 | 2件(2頭) | — |
| 12月 | 4件(4頭) | — |
| 2016年 1月 | 1件(1頭) | — |
| 合計 | 85件(152頭) | 3件(11頭) |

IV. まとめ

ポーランド当局及び欧州委員会から提供された情報及び現地調査で得られた情報等から、次のことが確認された。

- ① ポーランドの ASF の発生は、ベラルーシからの ASF 感染野生イノシシの移動によりポーランドに持ち込まれたものである。
- ② その後のポーランドにおける発生は、EU 法令に基づき同国が設定した汚染地域 (Part II) 及びハザード地域 (Part III) 内に限定されている。
- ③ ポーランドでは野生イノシシの移動距離等を考慮し、ハザード地域 (Part III) 及び汚染地域 (Part II) に加えて、EU 法令に基づき十分な緩衝地域 (Part I) が設定されている。
- ④ ポーランドでは、豚肉等の移動に伴う ASF の発生事例は確認されていない。(家畜豚において ASF ウイルスが循環している証拠はない)
- ⑤ 制限区域内のバイオセキュリティレベルの低い養豚農家数は激減(ハザード地域の農場は全て閉鎖)している。
- ⑥ ポーランドを含む東欧諸国で分離されている ASF ウイルスは、実験感染による死亡率が 94.5-100%と依然として高い病原性を示していることから、パッシブ・サーベイランスにより本病の摘発は可能である。

これらのことから、EU 法令に基づきポーランドが設定している区域の範囲は適切であり、これら以外の地域に由来する家畜豚の豚肉等であれば、日本に ASF が侵入する可能性は低いと考えられた。

しかしながら一方で、野生イノシシの移動等により制限区域を越えて ASF の発生が確認される可能性やバイオセキュリティレベルの低い養豚農家での発生の可能性も否定できない。また、万が一、病原性の低い ASF ウイルスへと変異した場合には、現行のパッシブ・サーベイランスでは本病の摘発が行えない可能性も否定できない。さらに、ASF を媒介するダニの分布等について、今後更なる研究により新たな知見が得られる可能性もある。

このため、日本向けの豚肉等に対しては、少なくとも別添の要件を課すこととし、今後の状況の変化を踏まえ、措置を見直すことが適切と考えられる。

対日輸出豚肉等に関する要件

1. 対日輸出豚肉等の家畜豚の生産に関する要件

対日輸出される豚肉等は、清浄地域(ハザード地域(Part III)、汚染地域(Part II)、及び緩衝地域(Part I)以外の地域をいう。)のみで生まれ育った家畜豚に由来すること。

2. 対日輸出豚肉等の生産農場に関する要件

対日輸出豚肉等用の豚を生産する農場は、清浄地域に所在し、一定のバイオセキュリティ基準(残飯給与の禁止、野生イノシシからの隔離、ASFを媒介するダニからの隔離、車両等の消毒、入場車両・人の記録等)を満たしていることをポーランド当局が確認した農場であって、かつ、対日輸出豚肉等の生産農場として予めポーランド当局に指定された農場であること。

3. 対日輸出豚肉等の処理施設に関する要件

対日輸出豚肉等の処理施設(と畜場、加工場等)は、清浄地域に所在し、制限区域由来の豚・豚肉等を取り扱わない施設であって、かつ、対日輸出豚肉等の処理施設として予めポーランド当局に指定された施設であること。なお、対日輸出豚肉等の生産農場以外の農場由来の豚・豚肉等を取り扱う場合には、洗浄・消毒等を行った上で時間的に生産工程を分離すること等の対策を講じること。

4. ポーランドの防疫対策等に関する要件

- (1) ポーランドにおいては、現在行われている ASF に対する防疫対策(野生イノシシの計画的淘汰、ASF の病性の変化を捉えるためのサーベイランス、ASF を早期に摘発するためのサーベイランス、ダニの生息状況調査、バイオセキュリティレベルの向上のための啓発活動等)を継続すること。ポーランド当局が ASF に関する規則・対策の改廃を行う場合、ポーランド当局は事前に日本当局に通報すること。
- (2) ポーランド当局は、ASF の状況に変化(ASF の病性の変化、ダニの分布状況に係る新たな知見含む)を認めた場合は、速やかに日本当局にその旨を報告すること。
- (3) 日本当局は、ASF の状況の変化、衛生条件の遵守状況等を踏まえ、必要に応じて、ポーランドからの豚肉等の輸入を一時停止することができる。また、日本当局は、ASF の状況の変化、輸入条件の遵守状況等を確認するため、必要に応じて、現地調査を行うことができる。
- (4) 今後の状況の変化を踏まえ、輸入再開後 6 ヶ月後、又は必要に応じ、輸入条件の見直しを行う。

＜ポーランドの ASF にかかる制限区域について＞

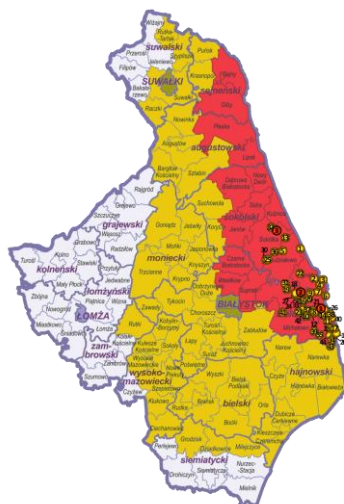
2015 年 3 月時点では、ポーランドの制限区域は EU 決定 2014/709/EU に従い、汚染地域（Area under restrictions: AUR、下図赤色部分）及び緩衝地域（Protection area: PA、下図黄色部分）の 2 つに分類されていた。

汚染地域は EU 決定 2014/709/EU の付属書 Part II、緩衝地域は Part I の地域とされた。その後、2015 年 4 月 1 日付けで、EU 決定 2014/709/EU の制限区域の範囲が変更され、ポーランドの汚染地域内に付属書 Part III の地域（下図青色部分）が新設された。ハザード地域とは、この Part III の地域を指す。

【制限区域】

| EU 決定 2014/709/EU 付属書における地域区分 | | 用語 |
|-----------------------------------|---|---|
| PART I | 野生イノシシでの感染が確認されている地域に近接していることからリスクがあるとされる地域 | <div style="background-color: yellow; width: 15px; height: 15px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ● 緩衝地域 ● (The) protection area ● PA ● PART I |
| PART II | 野生イノシシのみへのリスクが懸念される地域 | <div style="background-color: red; width: 15px; height: 15px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ● 汚染地域 ● Area(s) under restrictions ● AUR ● (The) restricted area ● Part II |
| PART III (2015 年 4 月 1 日付けで新設) | 家畜豚及び野生イノシシへのリスクが懸念される地域 | <div style="background-color: blue; width: 15px; height: 15px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ● ハザード地域 (hazard area) ● Part III |

2015 年 3 月現在の制限区域



2016 年 1 月現在の制限区域

